

議会だより



かわち

第48号 2017.11.15 発行



みずほ小2年生 町たんけん



Contents

- 第3回河内町議会定例会……………P2～P4
- 一般質問……………P5～P10
- 県南町村議会議員大会……………P11

平成 29 年

第 3 回 河内町議会 定例会

9月7日から9月14日までの8日間の会期で開かれた定例会において、報告4件、補正予算4件、契約2件について審議され、平成28年度会計決算が決算審査特別委員会に、請願2件及び陳情1件が各常任委員会に付託されました。

その結果についてお知らせいたします。



◆ 議案の内容と結果 ◆



報告第1号	平成28年度河内町一般会計継続費精算報告について
	継続費に係る統合校校舎等建設事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成28年度河内町一般会計継続費の精算報告をするもの
報告第2号	平成28年度河内町健全化判断比率の報告について
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの
報告第3号 報告第4号	平成28年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告並びに 平成28年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの
議案第1号	平成29年度河内町一般会計補正予算（第3号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に110,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,385,860千円とするもの
議案第2号	平成29年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に21,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,565,639千円とするもの
議案第3号	平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に5,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,053,605千円とするもの
議案第4号	平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に13,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ313,723千円とするもの



議案第5号	河内町立新設小中一貫校給食室建設工事請負契約について	【可決】
	<p>目的：河内町立新設小中一貫校給食室建設工事 方法：一般競争入札による契約 金額：148,500,000円（税込） 相手方：細谷建設工業株式会社</p>	
議案第6号	河内町立新設小中一貫校給食室厨房機器設置工事請負契約について	【可決】
	<p>目的：河内町立新設小中一貫校給食室厨房機器設置工事 方法：一般競争入札による契約 金額：46,440,000円（税込） 相手方：ホシザキ北関東株式会社</p>	



選挙第1号

河内町選挙管理委員の選挙について

平成29年9月27日の任期満了に伴い選挙を行うもので、4名の方が河内町選挙管理委員に当選されました。

- 生板 北口 弘毅 氏
- 源清田 関川 正夫 氏
- 長 竿 岡野 稔之 氏
- 金江津 鈴木 奉勲 氏

選挙第2号

河内町選挙管理委員補充員の選挙について

平成29年9月27日の任期満了に伴い選挙を行うもので、4名の方が河内町選挙管理委員補充員に当選されました。

- 生板 野澤 良雄 氏
- 源清田 羽鳥 義則 氏
- 長 竿 熊木 恒夫 氏
- 金江津 内藤 良夫 氏

【任期】 4年

平成29年9月28日～
平成33年9月27日まで

請願

◇教育予算の拡充を求める請願

【請願者】 茨城県教職員組合
代表 吉田 豊

【紹介議員】 雑賀 茂議員

【議決結果】 採択

【意見書の提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、
財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

◇町道12110号線及び12116号

線の舗装に関する請願

【請願者】 河内町生板 山田浩之

【紹介議員】 諸岡周示議員

篠原佳治議員

【議決結果】 採択

陳情

◇若い人も高齢者も安心できる年金

制度を求める陳情

【請願者】 全日本年金者組合

龍ヶ崎支部 金子由夫

【議決結果】 不採択

お詫びと訂正	<p>議会だより第47号の9頁目に誤りがありました。 一般質問【第5次河内町総合計画について】の答弁で (正)企画財政課長 が (誤)企画財務課長 となっておりました。 お詫びして訂正致します。</p>
---------------	--



平成28年度会計決算を認定

平成28年度各会計決算の認定については、「決算審査特別委員会」を設置し、慎重な審査を行い、7会計すべて認定されました。

会計別歳入歳出決算概要

会計名		歳入(収入)	歳出(支出)
一般会計		60億764万円	55億3,829万円
特別会計	下水道事業	2億7,851万円	2億6,075万円
	国民健康保険	16億1,688万円	14億8,440万円
	介護保険	10億6,735万円	9億3,863万円
	介護サービス事業	699万円	647万円
	後期高齢者医療	9,287万円	9,037万円
合計		90億7,025万円	83億1,891万円
水道事業	収益的	2億5,633万円	2億5,015万円
	資本的	10万円	6,934万円

決算審査特別委員会質疑

9月7日、8日の2日間開催した委員会での質疑を一部紹介します。

◆ふるさとへの事業

Q ふるさと寄附にかかるお礼品の配送業者に
ついて。

A 配送業者へ直接支払うのではなく、お礼品を依頼している業者に支払いをしている。

Q 小さな拠点づくり事業推進委託について。

A 長竿邸の活用計画等をコンサル業者に委託している。

Q ふるさとづくり事業費の町負担分は。

A 約2,600万円ほどです。

◆水道事業

Q 有収率について漏水検査を実施して一時的に向上したが、年間を通してさほど向上していないのはなぜか。漏水の他に有収率を下げている要因は。

A 漏水の他に無断開栓をして使用しているものが考えられる。

昨年度、空き家の止水栓が無断開栓され漏水していたケースがあったため、今年度、空き家を含め無断開栓の調査を行う。

Q 町の配水管の総延長と現在残っている石綿管の延長はどれくらいか。

A また、石綿管を今後解消していく方向か。

A 配水管の総延長は142km、そのうち石綿管は4km程度である。

新たに作成された町の総合計画の中で石綿管の解消を盛り込んでいるので、今後計画的に布設替えを行うように検討していく。

◆教育費関係

Q 学校給食徴収金の収入未済額の件数は。20世帯。現年分は3件。古いもので17年度のものがある。

Q 廃校施設活用調査、計画策定業務委託料について、具体的な内容は。

A 施設の現状を調査し、利用可能性についての検討を行い、貸付にあたっての資料の作成を行った。

◆災害援護資金貸付事業

Q 災害援護資金貸付金とはどのようなものか。

A 東日本大震災で被害を受けた方に対して、家屋補修などの資金の貸付をする制度です。

◆疾病予防事業

Q 人間ドックの受診者数はどれくらいか。

A 予算枠120人のうち94人です。一人あたりの補助額は23,000円です。



一般質問

平成29年第3回定例会において、4名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



篠原 佳治
議員

防災対策について

議員 我が町は、利根川の堤防以外高台がないため、周囲の自治体と協議した上で、指定できる避難所、避難場所を取り決めておく必要があると考えるが避難時災害弱者を考慮した、自助、共助、公助に対する計画をどう考えているか。

総務課長 災害時等の避難場所・避難所は、河内町地域防災計画において、現在、福祉避難所を含め21カ所を指定。ただ水害時、町全体が平た

んな土地であるため、広域的な避難も想定される。平成29年1月に3市3町1村の稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定を締結した。近隣市町村への広域的な避難について、協定市町村への受け入れ施設や避難方法等の具体的事項について協議を進めている。

災害時における高齢者等の避難時災害弱者を考慮した自助、共助、公助に対する計画は、町地域防災計画において、災害時要配慮者の安全確保対策が定められている。特に、在宅要配慮者の安全確保対策は、民生委員や近隣住民、社会福祉協議会やボランティア組織等の協力を得て、要配慮者の避難誘導や安否確認、救助活動等を行うことが必要。災害時に自分と家族の安全を守る自助、隣近所や地域で助け合う共助、行政による支援による公助が互いに連携することで、災害による被害等を軽減することができると考えている。自

助、共助、公助の役割や具体的な取り組み方法等を広報や総合防災訓練等で啓発を行い、住民の逃げおくれゼロを目指し、町全体での防災意識の向上に努めていく。

議員 東日本大震災以降、避難所と避難場所は明確に区分され、現在指定の場所も学校統合等で変化し、日中と夜間でも条件が全く違う。配布されているハザードマップを洪水時に備え、高台のある近隣市と協議し、避難所・避難場所などの書き加えや見直す必要があるのではないか。

総務課長 現在のハザードマップは、平成17年に国の各河川事務所により作成された浸水想定区域図を掲載、平成22年3月に作成、配布した。近年、想定を超える浸水被害が多発し、平成27年に水防法が改正、平成29年7月に国による利根川水系利根川洪水浸水想定区域図の指定公表が行われた。今後、町地域防災計画の見直しにおいては、現在の避難場所・避難所の指定の見直し、特に小中学校の統合による校舎等の再利用による民間事業者等の施設利用者等との間で、災害時における施設の利用

方法等について具体的な協議を行う必要がある。ハザードマップの見直しは、利根川水系や小貝川流域、霞ヶ浦の大規模氾濫に係る洪水浸水想定区域図等を参考として作成するのが基本。それに加え、避難場所や避難経路、早期の立ち退き等が必要な区域等を記載することを検討し、住民の避難確保、被害軽減の促進を図る。



健康・医療問題について

議員 町の人口30%超が65歳を超えており、今後ますます増えることは確実。ひとり暮らしの人には、近所の人、区長、民生委員の訪問、保健師が向く等、見回りの対象になっていくが、家族と同居している老人に対して、どのような方法をとっているのか。



福祉課長 町としては、あくまでも本人、家族等から相談がなければ、プライバシーの関係もあり、むやみに動けないのが現状。どこまで、どのようにかわかっていけるかが最大の課題であり、これから関係機関等で十分に検討し、福祉課、老人福祉係を初め、保健センター、包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、県の県民センター等、ホームヘルパーの派遣やデイサービス、特老やグループホームなど協力いただき、取り組んでいきたい。



高橋 利彰
議員

航空機による 環境問題について

議員 成田空港の機能強化の整備に向けて、航空機騒音による住民生活の安全・安心が脅かされる度合いが増す。2020年度をめぐりに飛行回数を50万回に拡大、運航時間の延長なども成田国際空港株式会社（NAA）は説明しており、NAAが示す現在の防音工事予算内では、壁、天井などができず自己負担が生じ、約束をした騒音対策ができるのか大変不安。防音工事の機能強化策整備見直しで、自己負担のないペアガラス、サッシ工事、壁、天井の防音工事の問題の解決に向け、町はNAAと協議をし、いくつか考えはあるのか。

総務課長 成田空港の更なる機能強化は、我が国の表玄関として成田空港

が首都圏空港としての役割を果たしていくとともに、利便性を向上させ、アジア主要空港等の競争に負けずにアジアの成長を取り込んでいく国際競争力を強化していくもの。町においては、B滑走路の北側延伸に伴い、騒防法第1種区域の見直し等が生じ、現在、国とNAAが新たな騒音区域の指定について検討している。

町の民家防音工事補助事業は、平成10年度から始まり、現在は平成28年度から平成33年度の第5次事業を実施、この間にもA滑走路及びB滑走路の隣接区域が順次拡大している。民家防音工事の機能強化策、整備の見直しは、特定財源である茨城県の生活環境改善事業補助金及びNAAの周辺対策交付金を含めた予算措置において整理すべき課題。なお、NAAは、騒音区域における防音工事の施工内容の改善や深夜、早朝における運航機材の制限等、環境対策、地域共生策として基本的な考え方を示しており、具体的な内容について確認しながら、どのような民家防音工事補助事業が、町における航空機騒音対策と住民の生活環境改善の観点から、より効果的かつ効果的であるかを検証、財政負担等も考慮しながら、茨城県及びNAA等と協議することが必要。

議員 A滑走路側の利根川対岸側の千葉県元下総町西大須賀地区は8月10日に説明会があり、200何十戸が全部移転地区になり、久住の荒海地区は200戸近い件数が近々移転地区に指定され、千葉県知事が何度か視察に来たと聞いた。千葉県が環境問題、環境整備に對してすぐく力を入れていっているように思われるが、茨城県は、いまだに県としての動きが見えないが。

総務課長 茨城県の関与を今まで以上に航空機騒音問題について強く求めていく。民家防音工事の補助事業を町が行っている部分に関し、茨城県として生活環境改善事業補助金、またNAAの周辺対策交付金が特定財源となっている。成田空港の更なる機能強化に伴い、さまざまな整理すべき課題、町単独では解決できない問題、また国やNAAに対する要望等、茨城県との連携を強くしながら、茨城県にもこの問題に対して今まで以上に強く関与していただくことを要望し、課題の解決にあたっていきたい。

議員 カーブの弾力的運用は、騒音下住民の思いとはかけ離れた国策であり、騒音増大による騒音



下世帯における家族全員の安眠を確保するために、夜間飛行制限の緩和については容認できない。町として、カーフェーの問題をNAAと協議しようか。

総務課長 成田空港では、23時から翌朝6時までの時間帯は原則として航空機の離着陸を禁じており、悪天候や航空機体の安全上の異常事態、乗客の生命に係る場合等緊急時やむを得ない場合に限定し、緊急事態として離着陸を認めている。

成田空港の更なる機能強化に伴う運航可能時間延長については、各地区での住民説明会等で地域からの要望等を踏まえ、成田空港の国際競争力の確保と地域住民の生活環境の保全の両立を図る観点から、飛行経路間における静穏時間を6時間確保できるように配慮した見直しを行う案が提示された。

町では、国及びNAAに対して、現在のカーフェーの弾力的運用におけるルールの厳守はもとより、今後の成田空港の更なる機能強化に伴う夜間飛行制限の緩和の方策等について、騒音直下の住民の安眠を確保し健康的な生活ができる生活環境の保全のため、引き続き協議を行っていく。

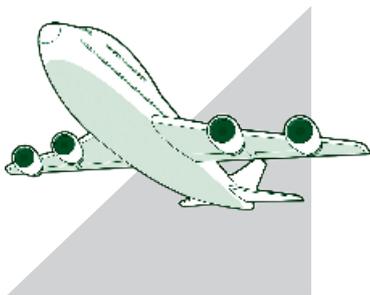
騒音測定機の設置について

議員 A滑走路側騒音第1種区域田川地区は、航空機の航路の幅が広がっているので航路の調査、測定機の位置と1種区域の見直しが必要ではないか。また、B滑走路側は、騒音第1種区域排水機、上金江津一部地区の航空機航路直下に現在まで固定式の測定機はなく、年に四五回、1回の測定は7日間ぐらいの移動式が設置されている。この測定結果は、1種区域の住民には知らされておらず、住民は自分たちの地区でどのぐらいの騒音デシベルがあるのか把握できないため、話し合いに入っていけない状況。早急に固定式の測定機の設置をし、B滑走路側騒音第1種区域の問題を町がNAAと本気で取り組む考えはあるのか。

総務課長 現在、成田空港の航空機騒音測定は、町内に4カ所の固定式の測定局があり、茨城県が設置する金江津局、田川局及びNAAが設置する下加納局、河内局。この測定結果は、平成29年2月から速報値を「広報かわち」

に毎月掲載している。騒防法第1種区域内には、茨城県が田川局田川共同利用施設に設置。NAAが設置する測定局の現在の騒音レベルや過去の測定結果は、環境情報公開ウェブサイトで「成田空港環境こみゆにてい」で確認できる。また、騒防法第1種区域の騒音測定は、NAAが田川、金江津地区で実施している航空機騒音実態調査もある。

町は、航空機騒音に対する住民の不安等を軽減するため、より正確な航空機騒音に係る情報提供に努めるとともに、茨城県及びNAA等に対し騒防法第1種区域等への固定式の航空機騒音測定機の設置を要望し、騒音被害を受ける住民の生活環境保全を最優先として、成田空港の更なる機能強化について国及びNAA等に対して、地区説明会等で住民への十分な説明、理解を得た上で施策を行うことを求めていく。



子育て支援について



星野 初英
議員

議員 生まれて間もない赤ちゃんの耳の間こえぐあいを調べる新生児聴覚検査について、自己負担額は1回当たり5,000円程度だが、費用面が壁になり検査を受けないと判断する母親も少なくない。2012年度からは母子手帳に結果を記載する欄が設けられ、国も積極的に推奨している検査である。町における新生児聴覚検査に対する現在の取り組み及び今後の受診率向上に向けての対応を伺いたい。

福祉課長 茨城県では、県内の全ての産科医療機関で新生児聴覚検査を実施しているため、茨城県で生まれたお子さんは全員検査を受けている。ただし、県外、千葉県等の医療



機関では、一部実施していない医療機関がある。受診率向上については、ほとんどの方が検査を実施しており、既に高い受診率を維持。今後、も赤ちゃん訪問時に検査の実施の有無について聞き取りをし、検査未実施の方には検査ができる医療機関等を紹介していく。検査費の補助については、重要性や優先順位等の調査を行うとともに、国、県、近隣市町村の動向を見ながら検討していきたい。



投票率向上への 対策について

議員 車を運転されない高齢者の方から投票所へ足を運ぶことに対し困難さを感じているとの声が聞かれた。高齢者の方たちを初め、交通弱者の方たちを手助けする取り組みとして、ワゴン車を活用した移動式期日前投票所を開設し、投票所まで足を運ぶことが難しい

高齢者や投票所から遠い地域に暮らす有権者の投票機会を確保することで、低下傾向にある投票率をアップさせる対策をしている自治体がある。我が町も、移動式期日前投票等を町内に巡回するなど出向くことで、交通弱者の方たちの1票を手助けできるのではないか。

総務課長（選挙管理委員会書記長）

移動期日前投票所は、平成28年の参議院議員選挙において島根県浜田市が初めて導入。浜田市の事例では、10人乗りの公用ワゴン車に事務局2名、投票立会人2名、投票管理者1名の計5名が同乗して各投票所を巡回、記載台や投票箱の配置、投票管理者及び投票立会人の場所等に配慮し、投票の公平、公正及び秩序の維持に努め、3日間で68名の投票。また、移動期日前投票所を神奈川県箱根町でも平成29年9月24日の町議会議員選挙において開設が予定されている。

現在、町の期日前投票所は、長竿地区の中央公民館に設置。平成29年8月27日の茨城県知事選挙では、8月11日から8月26日までの16日間で836人、1日平均約52人の投票が

あり、投票率は全体の10.38%、平成25年9月に行われた前回の茨城県知事選挙の4.93%から5.45%の増。期日前投票は増えていく傾向にあるが、今後、投票所までの移動手段を確保することが困難な高齢者等が増え、投票率が低下していく懸念もあり、移動期日前投票所は、有権者の投票機会を増やすとともに、投票率の向上にも寄与することが期待できる手段の一つである。導入している先進自治体の実績や効果、課題等も確認をし、財政負担等も考慮した上で検討していく。

議員 期日前投票において、高齢の方が遠く理由を聞かれるのが嫌だという方がいる。宣誓書をいつも利用している方がいる。稲敷市や利根町等、入場券の裏に宣誓書を印刷して活用しており、町でも入場券の裏に宣誓書を印刷してはどうか。

総務課長（選挙管理委員会書記長）

町の期日前投票では、期日前投票システムの活用により、選挙人が事前に宣誓書の記載をすることなく宣誓書の作成及び投票をすることができ、選挙人の負担を軽減、事

務従事者が選挙人資格の有無等についてシステムを活用しながら直接選挙人への確認を行うことができ、誤りのない公平な選挙を期待できる。町では、この方法による投票が定着しつつあると認識。投票所入場券への宣誓書の事前印刷方式は、選挙人が自宅等で事前に宣誓書の必要事項を記載しておくことが必要で、投票所で宣誓書への署名をすることなく投票ができるという利点がある。期日前投票において、投票所入場券へ宣誓書を事前に印刷する方法、現在町で行っている方法それぞれに利点があり、変更は近隣市町村の導入状況等も確認しながら検討していく。選挙は、選挙人が投票しやすい体制を整えることはもとより、間違いのない正確な選挙の実施についても十分に考慮しなければならない。今後、公平、公正な選挙を行うため、期日前投票における投票方法等を含め、さらなる工夫、改善を行っていく。





諸岡 周示
議員

成田空港関連について

議員 現在、町は第5次の防音工事が平成28年度から平成33年度まで実施されているが、対象戸数は何戸あるのか。第5次事業について、平成28年度実績を隣接区域も含めて対象戸数や申請の実施状況などを伺いたい。

総務課長 町は、成田空港の航空機騒音対策として、成田国際空港株式会社（NAA）が行う助成事業を補完するため、平成10年度から騒防法第1種区域及びその隣接区域の民家防音工事について補助金を交付している。町の民家防音工事補助事業は、隣接区域を主な対象区域としており、現在は平成28年度から平成33年度を期間とした第5次事業で、A滑走路及びB滑走路それぞれの隣接区

域が順次この間に拡大している。対象戸数は、平成28年度の主な民家防音工事補助事業の実績、A滑走路隣接事業35件1,276万8,201円、B滑走路隣接事業125件3,598万5,975円、隣接空調機更新事業3件49万3,651円、合計163件4,924万7,827円の補助。

議員 平成10年4月1日に隣接区域に所在した住居がある場合には対象となるが、それ以降は対象にならない。今後、町として何らかの段階的な緩和措置を講じることができないか。

総務課長 現在、隣接区域における町の民家防音工事補助事業は、町が事業を開始した平成10年4月1日を基準日としており、基準日に所在する住宅が補助事業の対象で、事業開始日以降に建築された住宅は本事業の対象から外れる。基準日の見直しは、町の航空機騒音対策における住民の生活環境改善の公平性等から課題の一つである。現在の第5次事業の進捗状況等を踏まえ、今後の成田空港の更なる機能強化に伴う騒防法第1種区域の見直し等の動向も考慮

し、町長とも相談しながら検討していく。

学校跡地利用について

議員 来年度から小中一貫校がスタートし、新たに小学校三つが空き学校となる。今後の計画、公募の方法について伺いたい。

教育委員会事務局長 来年度からの小中一貫校開校に伴い閉校となる三つの小学校の利活用については、河内町小中学校再利活用審議委員会において、先に閉校した中学校の利活用事業者の公募並びに選定と並行し審議を行ってきた。審議内容としては、閉校する前の段階で公募したほうがよいという意見でまとまり、9月19日から12月15日までの約3カ月をかけて公募し、公募内容として貸し付けの範囲は校舎のみとし、体育館及び校庭については、町民の方々の社会体育活動としての利用を優先して、支障のない範囲で協議の上使用することができるものとしている。貸し付けの方法は、現状有姿による無償貸し付けとし、貸付期間は

10年以内の希望する期間で更新可能としている。廃校利活用事業運営事業者募集要項を9月19日に町のホームページで公表し、募集を開始。新聞などを活用し、広く周知を図っていく。

議員 五つの学校の貴重な資料、歴史や文化的なものがたくさんあるが、どこに保存、展示するのか。

教育委員会事務局長 現時点で展示する場所は具体的に決定していない。小中学校には多くの絵画、寄贈品、各学校の歴史を記す貴重な書物等、保存していかなければならないものが多数ある。保存・展示スペースは閉校した学校の教室等を利用して、記念碑等は水と緑のふれあい公園内に移設、書籍で利用可能なものは中央公民館の図書室に所蔵する案などを検討中。今後、小学校の利活用事業者の応募状況との兼ね合いもあるが、具体的に進めていきたい。



かわち直販センターについて

議員 昨年8月末で指定管理者の期限が切れた株式会社ふるさとかわちのかわち直販センターの建物の明け渡しについて、経過等を伺いたい。

経済課長 本年2月8日に第1回公判が開始され、9月14日に第5回公判。町の請求の趣旨としては、①所有権に基づくかわち直販センターの建物の明け渡しを請求、②指定期間満了後の平成28年9月1日から明け渡しに至るまでの損害賠償を請求、③被告に対しての訴訟費用の負担、並びに仮執行宣言を求める。被告の株式会社ふるさとかわちの反論としては、原告の町の請求をいづれも棄却、訴訟費用の負担を原告の町とする判決を主張。

被告の株式会社ふるさとかわちの主張は、①公募の選考基準によらない行為は裁量権の逸脱にあたり違法であり、この裁量権を逸脱した行為を前提として建物の明け渡しを求めるとは権利の濫用、②長期間にわたる、かわち直販センターを管理運営

し運営する意思と能力を有するのに、指定管理者に指定せずに明け渡しを求めるとは信義則違反、③留置権の成立にあたり、かわち直販センターに関連して支出した修繕費は、被告の株式会社ふるさとかわちがこの費用の償還請求権を有しており、この債務が支払われるまで本件建物を留置できる。原告の町の反論としては、所有権に基づく建物の明け渡し請求において権利濫用、信義則違反とする主張については、これを基礎づける客観的な事情はないものとし、また裁量権の逸脱の主張についても権利濫用、信義則違反とする主張に対してどのように作用するかの説明がなく、関連性が不明なもの。留置権についても、町と指定管理者との責任分担は、かわち直販センターの管理に関する協定書第5条により、管理運営業務に要する費用は運用収益及び利用料その他の収入をもって充てるものとされているので、被告が主張する費用償還請求権は発生せず、建物に関して生じた債権にも該当しないものとして、いづれの主張に対しても反論をしている。

このような答弁、反論の内容からも、被告の主張は尽き、あとは法的

な判断のみであり、結審をされたい。被告の請求を早期に棄却されるよう、原告の町の意見として裁判所に対し求めている。

議員 1年前に町が中心となって事業運営するということで、出荷者に対して募集をした。今までの経過報告などを説明する計画はあるのか。

経済課長 これまで町では、「広報かわち」等でかわち直販センターの利用出荷登録希望者の募集を随時行い、現在、町内外併せ59件の利用登録の意向をいただいている。この利用出荷登録希望者の方々には、大変な心配と迷惑をおかけしている。これまでの状況を知らせる機会としては、昨年8月末に開催したかわち直販センターのリニューアルオープンに向けたスケジュール計画等の説明会及び意見交換会後、12月にお詫びと現状のお知らせを利用出荷登録希望者の皆様と町内全戸配布及び町のホームページへ掲載した。今後、利用出荷登録希望者の皆様に対し、これまでの経過を含め、改めてスケジュール計画のお知らせや出荷者協

議会等の設立について案内するが、

今後の公判の推移を見きわめ、適時、広報等を活用し適切に対応していきたい。

議員 出荷者に町民運動会やかわちフェスタなど、その他町の行事などに模擬店の出店等で何らかできることはないか。裁判が解決するまでの間は検討できないのか。

経済課長 利用出荷登録希望者の方々に対する町の行事などへの参加については、11月3日に開催が予定される「かわちフェスタ」において、共同で出店ができる模擬店のテントブースを用意し、出店を希望する方々への募集を検討中。これから予定する出荷者協議会等の設立や主体となる出荷者の方々の新しい運営体制づくりを進めるうえで、相互交流や親睦を深める場の提供にもなるかと考えている。

また、かわち直販センターの建物の明け渡しまでに係る期間、利用出荷登録希望者の皆様で早期の出荷を希望される方や出荷の実績がなく初めて出荷される方などに対し、近隣の直売所などへの出荷先のあっせんや案内をする等の対応を検討していく。



平成29年度 県南町村議会議員大会



平成 29 年度県南町村議会議員大会が 10 月 25 日に河内町農村環境改善センター多目的ホールにおいて、県南 4 町村議会の総意を結集し、地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を目的に開催されました。



大会終了後、

「自分を生きる、ということ」

をテーマに作家・クレヨンハウス代表の落合恵子先生による講演がありました。





議会を傍聴してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。
 定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
 詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
 ☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

平成 29 年 8 月から平成 29 年 10 月

*** 8 月 ***	
1 日	臨時会 全員協議会
2 日	稲広全員協議会・臨時会・研修
7 日	敬老福祉大会実行委員会
19 日	2017 いなしき夏まつり花火大会
24 日	町村会・議長会合同定例会
25 日	新利根川沿岸地区基幹水利施設管理強化推進委員会総会 新利根川沿岸地区土地改良事業促進協議会総会 議会運営委員会
27 日	陸上自衛隊富士総合火力演習
*** 9 月 ***	
5 日	交通対策協議会
7 日	全員協議会 第3回定例会 開会 決算審査特別委員会 常任委員会
8 日	決算審査特別委員会
9 日	かわち学園中学校体育祭
14 日	第2回定例会 閉会
16 日	小学校運動会

20 日	介護保険運営協議会
21 日	街頭キャンペーン 子ども・子育て支援協議会
22 日	街頭キャンペーン
24 日	町消防ポンプ操法競技大会
27 日	消防ポンプ操法競技大会県南部地区大会結団式
*** 10 月 ***	
3 日	県南町村議会議長会
6 日	1 市 2 町議員交流会
8 日	町民運動会
14 日	敬老福祉大会
15 日	消防ポンプ操法競技大会県南部地区大会・解団式
18 日	衛生組合全員協議会
19～ 20 日	町村議長行政視察
25 日	総合防災訓練検討会議 県南町村議会議員大会
27 日	航空機落下物等に関する説明会 衛生組合定例会
28 日	陸上自衛隊武器学校土浦駐屯地六十五年記念行事